

鶴岡フィルハーモニー管弦楽団 団則

第1章 総 則

(名 称)

第 1条 この楽団は、鶴岡フィルハーモニー管弦楽団と称する。

(組 織)

第 2条 この楽団は、本楽団の趣旨に賛同できる有志によって組織し、かつ次に挙げる条件のいずれかを満たす者で構成する。また、入団は団長が承認する。

- ① 鶴岡ジュニアオーケストラ育成会に所属し、指導者またはスタッフである者
- ② オーケストラまたはバンドの活動経験が3年を超える者（18歳未満の場合、保護者の入団許可を得るものとする）
- ③ その他、②と同等の経験を有すると認められた者

第2章 目的及び活動

(目 的)

第 3条 この楽団は、社会教育活動の一環として、オーケストラ活動を通し、団員相互に音楽を愛する態度を深め、更なる音楽の質を高めることを目指すとともに、鶴岡地域の音楽文化の向上・発展に寄与することを目的とする。

(活 動)

第 4条 この楽団は、前条の目的遂行のため、次の活動を行う。

- 1 鶴岡フィルハーモニー管弦楽団の音楽活動に関すること（練習及び発表活動等）
- 2 団員の親睦に関すること
- 3 その他目的遂行のために必要と認めたこと

第3章 役 員

(役 員)

第 5条 この楽団に、次の役員を置く。役員は団員の互選とする。

- 1 団 長 1 名
- 2 副 団 長 若干名
- 3 運 営 委 員 若干名
- 4 事 務 局 若干名

(指導者)

第 6条 この楽団の活動に際し、指導をする音楽顧問を若干名置くことができる。音楽顧問は役員会にて推薦・承認する。

(役員の仕事)

第 7条 ① 団長はこの楽団を代表し団務を総括する。
② 副団長は団長を補佐し、団長に事故がある時はこれを代理する。
③ 運営委員は団長の諮問に応じ、この楽団の運営に意見を述べる事ができる。
④ 事務局は団長の委嘱により団務全般を担当する。

(役員の仕事)

第 8条 この楽団の役員の仕事は一年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 会 議

(会議の種類)

- 第 9 条 ① 会議は総会及び役員会の二種とする。
- ② 総会はこの楽団の最高議決機関であり、全団員（18歳未満の者は保護者）をもって組織する。議長は総会において選任する。
- ③ 役員会は団長、副団長、運営委員、事務局をもって組織する。総会議決事項の執行に当たると、総会に次ぐ議決機関として、必要に応じて緊急の事項を処理する。

(会議の開催)

- 第 10 条 ① 総会は年一回団長が召集する。議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。
- ② 団長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。
- ③ 役員会は必要に応じて団長が召集する。

(議決事項)

- 第 11 条 総会は次の事項を議決または承認する。
- 1 事業報告、収支決算、会計監査報告
 - 2 事業計画、収支予算
 - 3 役員を選出及び承認
 - 4 団則の制定及び改廃
 - 5 その他この楽団の業務に関する重要事項

第5章 会計並びに帳簿

(経費)

- 第 12 条 この楽団の経費は団費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

- 第 13 条 この楽団の年団費及びその他必要な費用等は総会にて決定する。

(会計年度)

- 第 14 条 ① 本団の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年の3月31日までとする。
- ② 本団の会計は事務局が行う。事業年度終了後、事務局は遅延なく書類を作成し総会に報告し、商人を受けなければならない。

(簿冊)

- 第 15 条 本会に次の簿冊を備える。
- 1 団則
 - 2 団員名簿
 - 3 役員名簿
 - 4 その他諸記録

付 則

- この会則は 平成17年 6月24日より施行する。